

平成20年第2回那須塩原市議会定例会

議事日程（第1号）

平成20年6月6日（金曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
（議会運営委員長報告・質疑）
- 日程第 3 同意第 4号 人権擁護委員の候補者の推薦について
（提案説明、質疑、討論、採決）
- 日程第 4 報告第 7号 平成19年度那須塩原市一般会計継続費繰越計算書について
（報告）
- 日程第 5 報告第 8号 平成19年度那須塩原市一般会計繰越明許費繰越計算書について
（報告）
- 日程第 6 報告第 9号 平成19年度那須塩原市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
（報告）
- 日程第 7 報告第10号 平成19年度那須塩原市下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書について
（報告）
- 日程第 8 報告第11号 平成19年度那須塩原市水道事業会計予算繰越計算書について
（報告）
- 日程第 9 報告第12号 財団法人那須塩原市施設振興公社の経営状況報告について
（報告）
- 日程第10 報告第13号 財団法人那須塩原市農業公社の経営状況報告について
（報告）
- 日程第11 報告第14号 財団法人那須野が原文化振興財団の経営状況報告について
（報告）
- 日程第12 報告第15号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕
（報告）
- 日程第13 報告第16号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕
（報告）
- 日程第14 報告第17号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕
（報告）
- 日程第15 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて〔那須塩原市税条例の一部改正〕
（提案説明、質疑、討論、採決）

- 日程第 1 6 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて〔那須塩原市都市計画税条例の一部改正〕
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 1 7 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて〔那須塩原市国民健康保険税条例の一部改正〕
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 1 8 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて〔平成 1 9 年度那須塩原市一般会計補正予算
(第 7 号) 〕
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 1 9 議案第 5 0 号 那須塩原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
(提案説明)
- 日程第 2 0 議案第 4 8 号 平成 2 0 年度那須塩原市一般会計補正予算 (第 1 号)
(提案説明)
- 日程第 2 1 議案第 4 9 号 平成 2 0 年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
(提案説明)
- 日程第 2 2 議案第 5 1 号 那須塩原市から大田原公共下水道への区域外流入について
(提案説明)
- 日程第 2 3 発議第 1 号 定数・報酬特別委員会の設置について
(提案説明、採決)
- 日程第 2 4 議報第 1 号 定数・報酬特別委員会委員長及び副委員長の報告について
(報告)

出席議員（31名）

1番	岡本真芳君	2番	岡部瑞穂君
3番	眞壁俊郎君	5番	高久好一君
6番	鈴木紀君	7番	磯飛清君
8番	東泉富士夫君	9番	高久武男君
10番	平山啓子君	11番	木下幸英君
12番	早乙女順子君	13番	渡邊穰君
14番	玉野宏君	15番	石川英男君
16番	吉成伸一君	17番	中村芳隆君
18番	君島一郎君	19番	関谷暢之君
20番	水戸滋君	21番	山本はるひ君
22番	相馬司君	23番	若松東征君
24番	植木弘行君	25番	相馬義一君
26番	菊地弘明君	27番	平山英君
28番	人見菊一君	29番	齋藤寿一君
30番	金子哲也君	31番	松原勇君
32番	室井俊吾君		

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	栗川仁君	副市長	折井正幸君
副市長	君島寛君	教育長	井上敏和君
企画部長	高藤昭夫君	企画情報課長	増田徹君
総務部長	千本木武則君	総務課長	金丸俊彦君
財政課長	山崎稔君	生活環境部長	松下昇君
環境管理課長	鈴木健司君	保健福祉部長	平山照夫君
福祉事務所長	三森忠一君	社会福祉課長	成瀬充君
産業観光部長	二ノ宮栄治君	農務畜産課長	臼井郁男君
建設部長	向井明君	都市計画課長	柳田篤君
上下水道部長	江連彰君	水道管理課長	菊地一男君
教育部長	君島富夫君	教育総務課長	折井章君

選管・監査・
固定資産評価
・公平委員会
事務局 局長
西那須野
支所 局長

田代哲夫 君
塩谷章雄 君

農業委員会
事務局 局長

枝幸夫 君
塩原支所 局長 印南叶 君

本会議に出席した事務局職員

議会事務局 局長 織田哲徳

議事課 課長 深堀博

議事調査係 係長 斎藤兼次

議事調査係 福田博昭

議事調査係 高塩浩幸

議事調査係 佐藤吉将

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（植木弘行君） おはようございます。

本日招集となりました平成20年第2回那須塩原市議会定例会は、議員各位のご参集をいただき、ここに開会の運びとなりました。

本定例会には、市長提出として20件の議案が提出されております。議員各位には慎重に審議を尽くされ、また議会運営に特段のご協力をお願い申し上げます。

ただいまから平成20年第2回那須塩原市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は31名であります。



◎議事日程の報告

○議長（植木弘行君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（植木弘行君） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員に

1番 岡本真芳君

2番 岡部瑞穂君

を指名いたします。



◎市長あいさつ

○議長（植木弘行君） 市長からあいさつがありま

す。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） おはようございます。

本日は、平成20年第2回那須塩原市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方には何かとお忙しい中ご参集を賜り、誠にありがとうございます。

早いもので、私どもの地域でも6月2日に梅雨入りしたところでございますが、隣接するアジアの国々では、大型台風の直撃を受けたミャンマー、中国の四川省を震源とする四川大地震により、未曾有の被害が発生をいたしております。これら被災された国々の1日も早い復興を心から願っております。

さて、平成21年3月に完成予定の（仮称）黒磯インターチェンジの名称が、本市の要望どおり黒磯板室インターチェンジになるとの報道がありました。正式決定は今後になるものと思われませんが、待望のインターチェンジでありますので、多くの皆さんの利用を期待するところであります。

また、この4月から本庁方式を基本とした組織機構改革を実施いたしました。今後も、窓口業務の改善など、引き続き住民サービスの向上と組織の効率化に努めてまいりますので、議員皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

このような中、今回、市議会定例会にご提案を申し上げますのは、人権擁護委員の候補者の推薦に関する人事案件1件のほか、平成20年度の補正予算案件が2件、条例の一部改正案件が1件、下水道区域外流入の案件が1件、さらに専決処分の承認を求める案件が4件、報告案件として繰越計算書の報告が5件、公社などの経営状況報告が3件、専決処分の報告案件が3件の、合計20議案で

あります。

内容につきましては、この後の提案説明の中で詳細を申し上げますが、行政執行上いづれも重要な案件でありますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げ、開会に当たりますのごあいさつにかえさせていただきます。

よろしく申し上げます。

◇

◎会期の決定

○議長（植木弘行君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議案といたします。

本定例会に先立ち、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、20番、水戸滋君。

〔議会運営委員長 水戸 滋君登壇〕

○議会運営委員長（水戸 滋君） おはようございます。

議会運営委員会のご報告を申し上げます。

第2回本議会定例会における会期の日程、議案の取り扱い、その他議会運営上必要な事項を協議するため、去る5月30日午前10時より第4委員会室において、委員全員、正副議長、市長以下執行部関係者出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

まず、本定例会の会期について申し上げます。

会期につきましては、本日6月6日より6月20日までの15日間といたします。会期内の日程の詳細につきましては、配付された会期日程表のとおりといたします。

本定例会に提出される案件は、市長提出議案として、人事案件1件、補正予算案2件、条例案件

1件、その他の案件1件、専決処分の承認案件4件、報告11件の計20件であります。

議案の取り扱いについてであります。同意第4号及び専決処分の承認案件4件、の計5件については、即決扱いといたします。即決案件5件と報告11件を除く4件につきましては、関係常任委員会に付託をし、審査を行うことといたします。

次に、議員提出案件について申し上げます。

議員提出案件としては、発議第3号 定数、報酬特別委員会の設置について。また、追加案件として、那須塩原市農業委員会農業委員の推薦についてが予定されています。それらの取り扱いについてであります。特別委員会の設置については、開会初日、即決扱いとし、追加案件の農業委員の推薦については、最終日即決扱いといたします。

また、特別委員会が設置された際には、委員長及び副委員長の互選を行い、議報第1号で報告されます。

また、この後述べる請願・陳情の審査いかによっては意見書の提出などが予定されますが、その際にはいづれも即決扱いといたします。

議案に対する質疑は、先例のとおり取り扱うこととし、同一議題につきましては1人3回まで、時間は15分以内で連続して行うことといたします。

討論は同一議題につき先例のとおり取り扱うこととし、賛成、反対、それぞれ5人まで、時間は1人10分以内といたします。

会派代表質問は、通告書の項ごと一問一答とし、質問の回数制限はなく、通告したすべての項目を行う。また、質問時間は、1会派50分以内、最初の質問から議員質問席で行うことといたします。

質問通告会派は1会派であり、6月9日に行うことといたします。

次に、市政一般質問は、通告書の項ごと一問一答とし、質問の回数制限はなく、通告したすべ

ての項目を行う。また、質問時間は、1人40分以内、最初の質問から議員質問席で行うことといたします。

質問通告者は16名であり、日程上6月10日に4名、11日に4名、12日に4名、13日に4名の4日間といたします。

最後に、請願・陳情について申し上げます。

新規に受理した請願が1件、陳情が4件ございますが、詳細につきましては、配付された請願・陳情等文書表のとおりであります。関係常任委員会に付託をし審査を行うことといたします。

以上が、議会運営委員会における審議の結果であります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営にご協力を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

以上、お願いいたします。

○議長（植木弘行君） 報告が終わりました。

ただいまの報告について質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本日から6月20日までの15日間とし、議案の取り扱い等についても議会運営委員長報告のとおりとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月20日までの15日間と決しました。

また、議案の取り扱い等についても、議会運営委員長報告のとおりといたします。

お諮りいたします。

本定例会における議案上程の際の議案朗読は省略したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議がありませんので、本定例会における議案上程の際の議案朗読は省略いたします。

—————◇—————

◎同意第4号の上程、説明、質疑、 討論、採決

○議長（植木弘行君） 次に、日程第3、同意第4号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 同意第4号 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案のご説明を申し上げます。

議案書1ページ、議案資料1ページ。

本案は、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、本市における人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

今回、委員13名のうち、1名の委員が平成20年9月30日をもって任期満了となりますので、人権擁護委員1名を新たに推薦するものであります。

今回の任期満了をもって退任をいたします栃澤菊恵委員の後任として推薦いたします下山綱吉氏は、富士通株式会社を退職後、南郷屋地区の公民館長を務められた方で、現在は、同地区の行政連絡員、自治会長の職にある方であります。

人望も厚く、知識が豊富で、人権擁護委員とし

てふさわしい方であります。

よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願いを申し上げ、提案の説明といたします。

○議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第4号については、原案のとおり同意することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

—————◇—————

◎報告第7号及び報告第8号の上 程、説明

○議長（植木弘行君） 次に、お諮りいたします。

日程第4、報告第7号 平成19年度那須塩原市一般会計継続費繰越計算書について及び日程第5、報告第8号 平成19年度那須塩原市一般会計繰越明許費繰越計算書についての2件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、報告第7号及び報告第8号の2件を一括議題といたします。

本案について報告、説明を求めます。

副市長。

○副市長（折井正幸君） 報告第7号及び報告第8号の2件につきまして、一括してご報告を申し上げます。

議案書44ページから48ページ、議案資料はございません。

まず、報告第7号 平成19年度那須塩原市一般会計継続費繰越計算書について、地方自治法施行令第145条第1項の規定によりご報告を申し上げます。

8款土木費の3・4・1本郷通り道路改良事業におきまして、JRとの協議に不測の日数を要したことにより、JRアンダー工事の委託協定の締結が遅れました。このため、継続費の平成19年度年割額9億2,036万円に対しまして、6億4,836万円を通次繰越としたものであります。

また、10款教育費の（仮称）三島学校給食共同調理場改築事業におきましても、年割額3億2,480万円のうち4,499万6,000円を通次繰越とし、それぞれ平成20年度に執行するものです。

次に、報告第8号 平成19年度那須塩原市一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

本件は、さきの3月定例議会において議決いただきました16件の繰越明許費について報告するものであります。

これら繰越明許費設定事業のうち、8款土木費の地方道路整備臨時交付金事業、西那須野地区まちづくり交付金事業、10款教育費の教育体験研修センター整備事業、11款災害復旧費の下大貫堰頭

首工災害復旧工事の4事業につきましては、平成19年度執行額との関係で、繰越設定額を減額し、翌年度に繰り越しいたしました。

その他の12事業につきましては、繰越設定額をそのまま全額平成20年度に繰り越しいたしました。

以上、2件についてご報告を申し上げます。

○議長（植木弘行君） 報告、説明が終わりました。



◎報告第9号及び報告第10号の

上程、説明

○議長（植木弘行君） 次に、お諮りいたします。

日程第6、報告第9号 平成19年度那須塩原市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について及び日程第7、報告第10号 平成19年度那須塩原市下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書についての2件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、報告第9号及び報告第10号の2件を一括議題といたします。

本案について報告、説明を求めます。

副市長。

○副市長（君島 寛君） 報告第9号及び報告第10号の2件につきまして、一括してご報告を申し上げます。

議案書49ページから52ページ、議案資料はございません。

まず、報告第9号 平成19年度那須塩原市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

本件につきましては、3月定例会において可決

をいただきました繰越明許費について報告するものであります。

まず、施設管理費において下水道資源化工場増設に当たり建築確認、消防検査に不測の日数を要したため、平成19年度内の事業完了が見込めないことから、栃木県流域下水汚泥処理業務負担金229万3,000円を、また、下水道建設費においては、請負業者の倒産により工事が続行不能となり、工事の清算と残工事分の新規発注までに不測の日数を要したこと、土地所有者との用地買収協議に不測の日数を要したことにより、平成19年度内の事業完了が見込めないことから、需用費、工事請負費、補償補填及び賠償金について、合わせて3,329万円を繰り越しとしたものであります。

次に、報告第10号 平成19年度那須塩原市下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書について、地方自治法施行令第150条第3項により準用する同施行令第146条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

本件は、建設費において、厚崎地内の下水道第19の1幹線枝線工事箇所で大発弾が発見され、その処理に不測の日数を要したため、平成19年度内の事業完了が見込めないことから、工事請負費3,306万4,000円を繰り越しとしたものであります。

以上、2件につきまして、ご報告申し上げます。

○議長（植木弘行君） 報告、説明が終わりました。



◎報告第11号の上程、説明

○議長（植木弘行君） 次に、日程第8、報告第11号 平成19年度那須塩原市水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

本案について、報告説明を求めます。

市長。

[市長 栗川 仁君登壇]

○市長(栗川 仁君) 報告第11号 平成19年度那須塩原市水道事業会計繰越計算書について、ご報告を申し上げます。

議案書53から54ページ、議案資料はございません。

本件は、地方公営企業法第26条第3項の規定により繰り越しを行いましたので、ご報告をするものであります。

まず、資本的支出の市道K736号線配水管布設替工事(その2)及び市道K735号線配水管布設替工事につきましては、インターチェンジ関連道路築造工事が繰り越しを行ったことにより、本事業も合計で1,674万4,000円を繰り越したものであります。

次に、黒磯那須北線配水管布設工事(その1)及び黒磯那須北線配水管布設工事(その2)につきましては、県発注道路築造工事現場での不発弾調査及び処理作業で不測の日数を要したことに伴い、合計で5,280万円を繰り越したものであります。

また、鳥野目浄水場分水槽改修工事につきましては、新設の分水槽から急速ろ過池への切りかえと整備点検に不測の日数を要したことに伴い、6,000万円を繰り越したものであります。

さらに、市道青葉通り線他配水管布設替工事につきましては、地下埋設物の調査、布設箇所でのコンクリート基礎及び転石の処理に不測の日数を要したことに伴い、3,800万円を繰り越したものであります。

このほか、水道事業統合認可申請書作成業務委託につきましては、許可取得時期は平成21年3月となる見込みで、平成20年度においても業務を実施する必要があるために、4,520万円を繰り越したものであります。

以上、報告いたします。

○議長(植木弘行君) 報告説明が終わりました。



◎報告第12号の上程、説明

○議長(植木弘行君) 次に、日程第9、報告第12号 財団法人那須塩原市施設振興公社の経営状況報告についてを議題といたします。

本案について、報告説明を求めます。

副市長。

○副市長(折井正幸君) 報告第12号 財団法人那須塩原市施設振興公社の経営状況について、報告を申し上げます。

議案書55ページ、議案資料はございません。

平成19年度の事業につきましては、市から指定管理者として指定を受けた8施設のほか、委託を受けた施設の管理運営、文化推進事業や緑化推進事業などの自主事業を行っております。

事業報告につきましては、事業報告書の1ページから12ページに記載したとおりであります。

次に、決算の状況であります。まず一般会計につきましては、決算報告書の1ページから23ページに記載してありますが、事業活動収入として、事業収入や補助金などで5億5,970万2,812円、事業活動支出として、管理費や各種事業費などで5億2,685万7,832円を計上しております。

なお、これらに投資活動収入・支出をそれぞれに加えた収支差額の1,327万1,791円につきましては、平成20年度に繰り越いたしました。

また、文化会館自主事業特別会計につきましては、24ページから25ページに記載してあります。収入として補助金等収入や事業収入で1,940万4,343円、支出では、自主事業に係る支出として収入と同額の1,940万4,343円です。

続きまして、平成20年度の事業計画及び収支予算について、ご報告申し上げます。

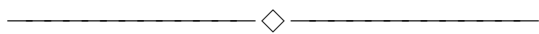
事業計画につきましては、事業計画書の1ページから7ページに記載してありますが、指定管理者としての指定を受けた8施設の管理運営を行うほか、市からの委託を受けた観光、文化及び公園施設等の管理運営、文化会館自主事業等を行う計画であります。

収支予算につきましては、収支予算書の8ページから17ページに記載してありますが、一般会計では、事業活動収入として事業収入や補助金などで5億5,662万3,000円、事業活動支出として管理費や各種事業費などで5億4,759万1,000円を計上しておりますほか、投資活動収入・支出及び前年度繰越金等を加えた合計につきましては、収入・支出ともに5億8,662万3,000円でございます。

また、文化会館自主事業特別会計につきましては、予算書の17ページにありますとおり、収入は補助金等収入や事業収入ほかで2,281万円を計上し、支出では自主事業に係る支出として収入と同額の2,281万円を計上しております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（植木弘行君） 報告説明が終わりました。



◎報告第13号の上程、説明

○議長（植木弘行君） 次に、日程第10、報告第13号 財団法人那須塩原市農業公社の経営状況報告についてを議題といたします。

本案について、報告説明を求めます。

副市長。

○副市長（君島 寛君） 報告第13号 財団法人那須塩原市農業公社の経営状況について、ご報告申し上げます。

那須塩原市農業公社の事業実績につきましては、平成19年度事業報告書の1ページから9ページに記載のとおりであります。

受託事業として、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の流動化の推進、認定農業者を含めた担い手農家の育成、さらには道の駅「明治の森・黒磯」、地域資源総合管理施設「アグリパル塩原」の管理運営のほか、同施設を利用した各種イベントの開催、さらには都市と農村の交流推進事業として、市民農園の運営も行ったところであります。

農用地の利用権設定は、3月末日現在1,076.3haとなっており、昨年の実績と比較して8%程度増加しております。担い手農家への集積が進んでいる結果となっております。

また、認定農業者の育成につきましては、品目横断的経営安定対策への加入に向けた新規認定手続きが落ちついたことから、新規の認定者は10名となっております。

次に、一般会計決算につきましては、10ページから21ページに記載されております収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録のとおりであります。

主な収入は、事業収入としての農地保有合理化事業収入、また、補助金等収入のうちの明治の森・黒磯やアグリパル塩原の管理運営等の受託収入で、収入全体の約58%を占めております。

支出の主なものは、農地保有合理化事業などの受託事業に伴うものであります。

物産直売棟運営特別会計につきましては、22ページから26ページに記載されているとおりで、青木ふるさと物産センター直売棟に関する決算であります。施設利用者数、事業収入ともにわずかではありますが、前年度と比べ減少をしております。

次に、那須塩原市農業公社の平成20年度事業計画等についてご説明いたします。

特に、認定農業者などの担い手に農地を集約し、効率的な農業経営を推進するための農地保有合理化事業や農作業受委託事業を進めてまいります。

収支予算につきましては、一般会計が5ページから10ページに記載のとおりであります。また、物産直売棟運営特別会計につきましては、11ページに記載のとおりであります。

今後とも、経営規模の拡大や担い手農家の育成など、本市の農業振興と農村の活性化に寄与すべく、各種事業の推進を予定しております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（植木弘行君） 報告説明が終わりました。



◎報告第14号の上程、説明

○議長（植木弘行君） 次に、日程第11、報告第14号 財団法人那須野が原文化振興財団の経営状況報告についてを議題といたします。

本案について、報告説明を求めます。

副市長。

○副市長（折井正幸君） 報告第14号 財団法人那須野が原文化振興財団の経営状況報告について、ご報告を申し上げます。

議案書57ページ、議案資料はございません。

平成19年度事業報告につきましては、事業報告書の1ページから12ページに記載のとおりであります。

4ページからの財団の運営状況であります。那須塩原市及び大田原市における文化の振興を図るとともに、住民の自主的な文化活動の支援を行い、豊かな文化の創造に寄与するため、各種事業を実施いたしました。

芸術文化鑑賞事業では、ミュージカル「義経」ワークショップ等31本の自主事業と、展示事業と

して原野展及びハーモニーホール展を開催、文化団体育成事業では、オーケストラ養成講座など4講座6種目を実施、また、ハーモニーホールフェスティバルを開催し、ステージ部門で31団体が、ギャラリー部門では14団体が参加、マラソンコンサートはピアノ演奏など78名が参加いたしました。

各施設の利用及び入場者の状況につきましては、全体で934日の利用日数があり、利用率は59.6%、入場者数は11万8,844人で、過去最高の入場者数であります。

11ページのパイプオルガンの基金積立は、平成20年3月31日現在で8,130万1,185円であります。

財務諸表につきましては、13ページの貸借対照表の資産の部の主なものは、流動資産の普通預金、固定資産の基本財産や特定資産のパイプオルガン基金積立資産で、合計は1億5,097万4,866円あります。

負債の部の主なものとしては、固定負債の退職手当引当金で、合計は2,777万6,585円であり、資産合計から負債合計を引いた1億2,319万8,281円が正味財産であります。

14ページの正味財産増減計算書の経常収益の主なものとして、施設管理受託収入と自主事業負担金収入で、いずれも2市からの負担金で、合計は3億1,545万3,997円あります。

経常費用の主なものとして、管理費の給料手当、委託料と、芸術文化振興事業費の委託料で、合計は3億1,062万211円あります。当期経常増減額は483万3,786円で、正味財産期末残高は、1億2,319万8,281円あります。

16ページは財産目録であります。

続きまして、平成20年度の事業計画についてご説明いたします。

事業計画・収入支出予算書の2ページの事業計画は、記載のとおりであります。

3 ページからの平成20年度収支予算の収入の部につきましては、施設利用料収入、事業収入、受託収入など3億2,071万7,000円を計上し、支出の部は、管理費、芸術文化振興事業費、文化活動育成事業費などで、同額の3億2,071万7,000円を計上しております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（植木弘行君） 報告説明が終わりました。

◇

◎報告第15号～報告第17号の

上程、説明

○議長（植木弘行君） 次に、お諮りいたします。

日程第12、報告第15号 専決処分の報告についてから日程第14、報告第17号 専決処分の報告についてまでの3件を一括議題といたしたいと思っておりますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、報告第15号から報告第17号までの3件を一括議題といたします。

本案について報告、説明を求めます。

副市長。

○副市長（折井正幸君） 報告第15号から報告第17号までにつきましては、地方自治法の規定により、損害賠償の額の決定及び和解について、専決処分をいたしましたので、ご報告を申し上げます。

議案書58ページから63ページ、議案資料はございません。

まず、報告第15号につきまして申し上げます。

本件は、平成19年12月18日、那須塩原市関谷地内の県道矢板那須線と市道ハロープラザ線の交差点で発生した車両物損及び人身事故に関し、人身

事故の損害賠償の額を決定し、和解したものであります。

事故の状況につきましては、公用車が、相手方車両を未確認のまま交差点に進入したため、相手方車両と衝突し、車両を破損し、相手方運転手に傷害を負わせたものであります。

人身事故に関する市から相手方への損害賠償額を60万4,406円とし、このうち治療費3万258円を国際医療福祉大学病院に直接支払い、治療費18万4,280円をなかまる接骨院に直接支払い、残額38万9,868円を相手方に支払い、今後この件に関して、双方とも異議を申し立てないことで、和解が成立いたしました。

次に、報告第16号につきましては、平成20年2月21日、高柳地内で発生した車両物損事故によるものであります。

事故の状況につきましては、公用車が、相手方車両を未確認のまま交差点に進入したため、相手方車両と衝突し、車両を破損したものであります。

両者協議の結果、市側90%、相手側10%の過失割合で示談が成立し、損害賠償金のうち相手方の責任賠償額を差し引いた30万6,606円を市から相手方が指定した者に支払うことで、和解が成立いたしました。

次に、報告第17号につきまして、申し上げます。

本件は、平成20年3月7日、那須塩原市阿波町地内において発生いたしました交通事故によるものであります。

事故の状況につきましては、市側ダンプトラックが市道を徐行中、自宅敷地から市道に出ようとした相手方車両が、運転操作を誤って急発進し、当方ダンプトラック左前方部に衝突したものであります。

両者協議の結果、市側10%、相手方90%の過失割合で示談が成立し、相手方の責任額29万143円

と、市の損害賠償額 8 万 1,673 円を相殺し、相手方から市に 20 万 8,470 円を支払うことで、和解が成立いたしました。

以上、3 件につきまして、ご報告を申し上げます。

○議長（植木弘行君） 報告説明が終わりました。

◇

◎承認第 3 号及び承認第 4 号の上
程、説明、質疑、討論、採決

○議長（植木弘行君） 次に、お諮りいたします。

日程第 15、承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて及び日程第 16、承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについての 2 件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、承認第 3 号及び承認第 4 号の 2 件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（折井正幸君） 承認第 3 号及び承認第 4 号につきましては、専決処分いたしました那須塩原市税条例の一部改正及び那須塩原市都市計画税条例の一部改正について、承認を求めるものでありまして、一括して提案のご説明を申し上げます。

議案書 9 ページから 38 ページ、議案資料 16 ページから 66 ページとなります。

これら 2 件は、地方税法等の一部を改正する法律が 4 月 30 日に成立し、即日交付されたことに伴い、緊急に条例改正が必要になったため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、同日付で専決処分を行ったものであります。

主な改正内容につきましては、まず、市税条例について申し上げます。

市民税の関係では、寄附金税制が大幅に拡充されたことに伴い、寄附金控除の対象となる寄附金の範囲の拡大や、地方公共団体に対する寄附金控除の見直しを行っております。

また、証券税制では、上場株式等の配当や譲渡益に係る軽減税率を原則廃止し、損益通算の範囲を拡大したものであります。さらに、個人住民税における公的年金からの特別徴収制度につきましても、新たに加えた内容となっております。

次に、固定資産税の関係では、住宅の省エネ化を促進するため、省エネ改修工事を行った既存住宅について、翌年度分の固定資産税を 3 分の 1 減額する措置を講ずることといたしました。

このほか、国の公益法人制度改革に伴う改正を初めとして、関係法令との整合性を保つため、所要の改正を行ったものであります。

また、都市計画税条例につきましては、地方税法等の改正に伴い、条例中に引用する法律の条項の番号の整理等を行ったものであります。

以上 2 件につきまして、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

12 番、早乙女順子君。

○12 番（早乙女順子君） 承認第 3 号の那須塩原市税条例の一部改正について質疑いたします。

この内容の中で、公的年金からの特別徴収制度の導入ということで、現在公的年金の特別徴収に該当する方が、どういう状態の人が該当するか。該当する人がどのくらいの人数がいて、それで現在のその方たちの収納状況というんですか、それを教えてください。

○議長（植木弘行君） 総務部長。

○総務部長（千本木武則君） お答えいたします。

まず、どういう状態の人ということですが、まず65歳以上で公的年金が1年間で18万円以上の方ということになります。現在65歳以上で住民税を納めている方は、7,400人ほどが税金を納めていらっしゃいます。そのうち、公的年金が18万円以上で住民税が年金から天引きになると想定される方は、約7,200人ほどになろうと想定しています。

ただ、この65歳以上で住民税課税者7,400人の方の収納率については調べておりませんので、すみません、お答えできません。

○議長（植木弘行君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） この制度は、実際に実施されるのは平成21年10月からということで、この法律で改正されて特別徴収していいよというふうになったわけですがけれども、これについて現在まで、市民に対しての具体的な説明をどのように行ったか聞かせてください。

○議長（植木弘行君） 総務部長。

○総務部長（千本木武則君） この件に関して、市民に対する説明は現在のところ行っておりません。

○議長（植木弘行君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 全協で示された資料の中で、市町村における徴収の効率化を図る観点からという一文が入っているわけですがけれども、これは効率化を図るということは、年金から天引きするということですから、市としてはどのような軽減が徴収に図れるのかが一つ、収納率がアップするかどうかということも含めて聞かせてください。

それと、年金ですから、社会保険庁が今まで年金の余りにも大きな実態と違う年金徴収、支払いをやっていますけれども、こういう方に対して、社保庁のほうから年金から天引きされて、間違いが起きそうな省庁ですよ、そういうところに任

せて今まで市が直接徴収していたものと、年金から天引きされてしまって、特に高齢者にとっては、それが正しく自分が徴収されているかどうかの確認がとれない。そういうときに問題が発生するような省庁が担うわけですから、処理能力がないところが担うところに対しての、市町村としての対策は何か考えましたか。

○議長（植木弘行君） 総務部長。

○総務部長（千本木武則君） まず1つ、徴収効率化ということが大きなテーマになるわけですが、現在ほとんどの方が普通徴収で口座振替で納めてくださっている方、あるいは直接窓口で銀行など、あるいは市の窓口で納めてくださっている方が7,500人というお話を先ほど申し上げたわけですが、これが普通徴収から特別徴収になるという部分で効率的になるということが、まず第1番であります。

それから、社会保険庁が特別徴収義務者になるわけですが、この社会保険庁と私ども自治対の間に1つ経由機関という組織が、組織される形になります。つまり、私どもの税金を社会保険庁は一括のデータしか持っていないわけですので、市町村から預かった徴収のデータを社会保険庁のコンピューターに入れるものにする、データ変換をやる機関になります。

それから、逆に今度は、社会保険庁が集めたお金をこの経由機関に1回戻しになります。それを今度は市町村ごとにまた振り分けるという作業になります。そして、市町村ごとに那須塩原市の市民税が入ってくるということになります。したがって、この経由機関の情報や、あるいはお金を振り分ける作業のところが正確に行われるかどうかということにかかっているというふうに考えております。ストレートに那須塩原市が社会保険庁と取引をするという体制にはなりません。

以上です。

○議長（植木弘行君） ほかにございませんか。

26番、菊地弘明君。

○26番（菊地弘明君） 今回の総務部長の答弁なんですけれども、人数なんですけれども、7,400人と言ったのが、今の答弁の中で7,500人というふうにお答えになったんですけれども、その辺はどちらなんですしょうか。

○議長（植木弘行君） 総務部長。

○総務部長（千本木武則君） すみません、最初に申し上げました約7,400人と言ったものが正しい数字です。訂正がなくて申しわけありません。

○議長（植木弘行君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） ほかにないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

12番、早乙女順子君。

〔12番 早乙女順子君登壇〕

○12番（早乙女順子君） 承認第3号 那須塩原市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、反対討論いたします。

年金からの個人住民税の天引きは、後期高齢者の保険料と同様、納税者である65歳以上の年金受給者にどれだけ事前に説明したかを、理解をしていただいたかを、先ほど質疑でお聞きしましたがけれども、そのようなことはなされていなかったということ、また、行政の効率化のために目的がこういう名目でしたけれども、社会保険庁と市町村をつなぐ経由機関がデータの変換をしなければならぬ、市町村が管理することの間にもう一つ入る、あと、社会保険庁が今まで行ってきた年金に関しての不祥事が国民の中で納得できるような解

決がなっていない中、さらにこういうことになっていただくのには不安があります。

それをさておいても、税金というものは、納得して納税してもらうのが筋ではないでしょうか。年金から取れば、取りはぐれがないという考えは安易なのではないでしょうか。介護保険で特別徴収を行い、味をしめたとか思えません。年金からの特別徴収は年金者から容赦なく徴収できる。納税者としての自覚がある人に対して、納税の意味を考える受容を与えない。現在のサラリーマンが会社から天引きで税金を払っていると同じに、税の関心を失わせ、税金の使い方への監視機能を低下させます。

以上の理由から、安易な年金からの天引きとなる条例改正には反対ですので、承認できません。

○議長（植木弘行君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） ないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

承認第3号については、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（植木弘行君） 起立多数。

よって、承認第3号については、原案のとおり承認されました。

採決いたします。

承認第4号については、原案のとおり承認することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◇

◎承認第5号の上程、説明、質疑、

討論、採決

○議長（植木弘行君） 次に、日程第17、承認第5号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（君島 寛君） 承認第5号につきまして、専決処分いたしました那須塩原市国民健康保険条例の一部改正について、承認を求めるものであります。

議案書39から43ページ、議案資料67ページから78ページとなります。

去る4月30日に地方税法等の一部を改正する法律が成立し、即日公布されました。これに伴い那須塩原市国民健康保険条例の一部改正を早期に行う必要が生じたことから、専決処分を行ったものであります。

国民健康保険税については、本年4月からの後期高齢者医療制度の施行に伴い、これまでの基礎課税額と介護納付金課税額に後期高齢者支援金等課税額を加えたところであります。

今回の改正におきましては、まず第1点目として、基礎課税額の課税限度額を53万円から47万円に変更し、後期高齢者支援金等課税額の限度額を12万円に設定いたしました。

2点目につきましては、これまで国民健康保険に加入していた世帯で、75歳以上の方が後期高齢者医療制度に移行し、75歳未満の方が引き続き国民健康保険に加入することになる場合、国民健康保険の被保険者が1人になる場合は、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の世帯別均等割を

5年間半額とすること及びこれまで保険税の軽減を受けていた世帯は、世帯構成や収入が変わらない限り、これまで同様の軽減が受けられるよう改正するものであります。

3点目は、75歳以上の方が被用者保険から後期高齢者医療制度に移行し、その扶養家族である65歳から75歳未満の方が、新たに国民健康保険に加入することになる場合には、申請により2年間所得割及び資産割を免除し、均等割及び世帯平等割を半額とするよう改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） まず、この該当する被保険者のところで、特定世帯以外と特定世帯という言い方がありますけれども、それをわかりやすく市民に説明するとしたらどのように説明するか、聞かせてください。

それと、今回のこの条例改正を論議する前に、9月3日ですか、国のほうでは軽減措置、年金から保険料を天引きするので高齢者や世論のすごい反発を受けまして、それで、軽減措置を発表してまだ決まっていないでしょうけれども、軽減措置を五月雨式に発表しているんです。それが何でなんだかわからないですけども、市町村にはそういうことで、市町村の国保会計自体に何か条例で、その国が今審議している中で、今後影響が出そうなことというのは実際にはあるんでしょうか、それを聞かせてください。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） お答えいたします。

今質問された事項につきましては、後期高齢者の軽減措置の件かと思いますが、今いろいろ国会

あるいは国のほうにおいてもいろいろ議論されておりますけれども、その内容がちょっとどうなるのか、不透明なところがありますが、仮に軽減措置がいろいろされますと、当然国保の会計にも何がしかの影響が出てくるものかと思われま

す。それから、最初の質問でございますが、特定世帯の関係でございますけれども、後期高齢者のほうに移行した人がある世帯が特定世帯ということでございます。それ以外が、特定世帯外の世帯ということでございます。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 特定世帯は、すべての世帯者が後期高齢者の制度のほうに移行した、すべての分を特定高齢者と、一人が世帯の中に入っているとか、また、それ以外のところは移らなかった人のところは特定世帯外というふうに解釈すればいいんだと思うんですけども、そういうようなこと自体も市民は理解して、自分はどこに該当するのかというところが十分に説明は、これは今聞いたのは一つの、自分がどこに該当するのかというのがわからない、息子の扶養になっていた方は実際に自分はどこなんだろう、そういうようなことで戸惑っている方がたくさんいると思うので、そういうものをどういうふうに説明なさったのかなということで、実際に後期高齢者医療制度があって、後期高齢者に対して、あなたはどのような状況にあって、どういう保険料が徴収されるんですよというのを保険証に添付してきた紙っぱら1枚、あとは、市報の中で後期高齢者制度が始まりますというのをお知らせをした以外に、何らかの形で後期高齢者に対して説明を行いましたか。

介護保険が始まるときには、地区の中に出向いていって、制度が変わるからということで、介護

保険は65歳以上の高齢者とそれに準じるような加齢に伴う疾患を抱えている人もそうですけれども、そういう該当する人に向けて、そういう該当する人に携わるであろう民生委員さんとかそういう人に対しても、これでもかこれでもかというふうに説明をして、出前講座とかもしましたけれども、この後期高齢者に移行するに当たっては、どの程度、先ほど部長が国の方が余り決まっていないのでという言いわけができるほど、国は制度を確定しないでスタートさせようとしているので、そう言いたくなるのもわかりますけれども、それでも介護保険もぎりぎりまで動いた制度です。それでも担当課のほうでは、極力説明しよう、説明しよう、混乱がないようにないやうにとやったにもかかわらず、混乱が起きました。後期高齢者の場合はどの程度行いましたかというのを詳しく聞かせていただきたいのと、もう一つ、先ほど国保会計に影響があるであろうというのは、もういや応なくわかるんですけども、その中で条例に変更しなければならないような、今国が決めていることで、条例で対応しなければならなくなるようなことというのは、国は、法律は変えないと言っているんです。法律を変えない程度でやれることをやるんだというふうに国は言っているんですけども、法律は変わらなくても条例は変えなくてはならないようなことというのは起きてくることになりますか、それ聞かせてください。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） まず、説明のほうをと、出前講座等でどうやったかということだったと思いますので、説明につきましては、市として特別どうこうということはないかと思いますが、出前講座のほうでは、民生委員さんももちろんなんですが、老人クラブの方々等から要請等ありまして、出前講座のほうで何度か説明をいた

しております。

それから、条例改正が必要かどうかという話でございませけれども、先ほど申しましたが、国のほうで後期高齢者医療制度そのものがどのようになるかちょっと固まっていない、変更と言いますか、見直しをやっているということで、どのようになるか固まっておりませんので、条例改正が必要になるかどうかというのは、固まってからでないでちょっと申し上げられないということでございます。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 先ほどは条例に影響があるかどうかは、まだ国の方が固まっていないのかわからないということなんですけれども、国のほうは、法を改正せずに運用で対応できる範囲で最大限の軽減措置やメニューを列挙するというふうに言っていますけれども、すべて実施すると3,000億円近くに膨らむ可能性もあるなんていうふうな新聞報道もあるぐらいなんですけれども、ということは、それはだれが負担する、そうなる、市町村のところでも負担をすることになるのではないかなというふうに思うんですけれども、そういうところの危機意識というのは、市町村はどの程度持っていますか。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） 何度も申し上げますけれども、財源の問題もいろいろ議論をされております。ただ、一方では財源の議論なしで制度の改正といいますか、制度の見直しのほうをやっているというのも事実だと思いますので、その財源がどの程度、いわゆる保険者の関係にかかわるものがあるのか、あるいは市町村に来るものがあるのか、ちょっとまだ不透明なものでございますので、今のところ申し上げられません。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） ないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

12番、早乙女順子君。

〔12番 早乙女順子君登壇〕

○12番（早乙女順子君） 承認第5号 那須塩原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、反対討論いたします。

高齢者個人単位で保険料を徴収し、県単位の広域連合で保険給付を行う後期高齢者保険制度の開始に伴い、関係する国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるものですが、後期高齢者医療保険制度そのものは、いまだに国会で論議されている状態です。市としても民生委員さんと老人クラブに対して、先ほどお聞きしたところによると説明をただけ、でもこの制度は高齢者にとってとても負担が重い制度であり、その上、那須塩原市にとっても、那須塩原国民健康保険会計にとっても、決して負担が軽減されるものでないことは明らかになってきています。

高齢者、世論、有権者の強い反対に遭って、政府・与党は次々に保険料の軽減策を打ち出していますが、その財源は明らかになっておりません。このように負担をどうするかいまだに論議されている状態、制度ができ上がっていない状態なのに、市町村は国の言いなりで準備を着々と進めるということとは変ではないでしょうか。国民の理解を得られていない状態で、市町村が国の言いなりでよいはずがありません。

那須塩原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、賛成できません。

○議長（植木弘行君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） ないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

承認第5号については、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（植木弘行君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時23分

○議長（植木弘行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————◇—————

◎承認第2号の上程、説明、質疑、

討論、採決

○議長（植木弘行君） 次に、日程第18、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 承認第2号 平成19年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）の専決処分について、提案の説明を申し上げます。

議案書8ページ、議案資料13から15ページでございます。

今回の補正は、3月補正後に生じた予算の最終調整を実施したもので、歳入では、国や県からの交付金が決定したことによる調整及び起債事業の確定に伴う市債の整理を行い、歳出では、今後の財政運営を考慮し、予備費から財政調整基金に積み立てを行いました。

これらの主なものについて、申し上げます。

歳入の2款地方譲与税は、自動車重量譲与税及び地方道路譲与税の増によるものです。また、10款地方交付税の増は、特別交付税によるもので、このほか4款配当割交付金や8款自動車取得税交付金などで、予算計上額を上回る交付決定があったことにより増額補正を行いました。

これに対し、5款株式等譲渡所得割交付金や6款地方消費税交付金は、予算計上額との比較で減となるほか、21款市債でも、起債対象事業の確定に伴い減額補正を行いました。これらにより歳入補正額は、差し引き5,477万4,000円の増となりました。

一方の歳出は、道路特定財源の暫定税率期限切れに備えるため、2款総務費の財政調整基金に3億8,000万円を積み立て、歳入との関係で予備費を減額して、歳出補正額を歳入同額としたものです。

これらのことで、平成19年度の一般会計歳入歳出予算総額は、416億1,741万2,000円となります。

また、2月の強風で被害を受けた農業施設救済のための債務負担行為を設定いたしました。

なお、この一般会計補正予算につきましては、地方自治法第179条の規定に基づき、専決処分を

させていただきましたので、ご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます、提案の説明といたします。

○議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） この補正に関しては、地方交付税や国とか県からの各種交付金が決定したことによる調整とかということを書いてありますけれども、歳出のところ、予備費から財政調整基金に積み立てることで、3月補正後に生じた理由により予算の最終調整を実施したものですということですが、この理由というのは、要するに道路特定財源の暫定税率の期限切れに備えて行ったことなんだというふうに思いますけれども、どういうふうに考えて、どういう準備をして対策をとって、このぐらいのお金をどこから道路特定財源の期限切れに対してどういう対策をとったのかを、具体的に時系列的に説明していただけないでしょうか。

○議長（植木弘行君） 総務部長。

○総務部長（千本木武則君） まず、年度末から年度初めにかけて、財政改正にかかわる予算が成立しそうなというふうな政治情勢であったわけでありまして。その中で、万が一税制改正がされない場合は一体どういうふうなことになるのかというふうな想定を検討が、年度末から年度初めにされております。

その中で、4月4日、皆さんのところに道路特定財源の暫定税率廃止への対応についてということでお知らせいたしました。つまり、税制改正がされなかったという事実が起こったわけでありまして。そのときに、皆さんのところにお知らせいたしましたのが、地方道路譲与税、これは一般財源であります、それが3億7,600万円、地方道路

整備臨時交付金及び国庫補助金、これはある意味、事業指定の補助金であります。それが6億3,500万円と2億9,000万円、合計13億100万円が、この道路特定財源の暫定税率の廃止に伴う影響推計額だということの皆様にお話をしました。そこで、地方道路整備臨時交付金と国庫補助金は、先ほど申し上げましたとおり、特定の事務事業に対しての補助金でありますので、どの事業を進めるべきか、あるいは休止して様子を見るべきか、特定できるわけでありまして。しかしながら、地方道路譲与税につきましては、特定の事業を定めるわけにはいかない一般財源でありますので、この一般財源について、万が一、1年間入ってこないとする、3億7,600万円ほどの歳入欠陥になってしまおうというふうな推計が、その時点で成立しておりました。つまり4月上旬のことです。

したがって、そういうふうなことが確定したのが4月上旬であります、そういう想定は年度末で、もうされておりましたので、年度末、3億7,600万円に見合う分について、最悪の場合を想定し、財調に積み立てたということでありまして。

○議長（植木弘行君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 道路特定財源の暫定税率が復活して、今現在はどういう状況に財政的な部分のところ、これは専決処分した部分ですが、今の現状というのはどういう状態のところまで戻っているんですか。

○議長（植木弘行君） 総務部長。

○総務部長（千本木武則君） 先ほど申し上げました地方道路整備臨時交付金、国庫補助金などのお金につきましては、ほぼ当初予算に見合う分の内示額が入ってきておりますが、地方道路譲与税等に見合う3億7,600万円、この部分につきましては、つまり1カ月ほど暫定税率が廃止されたわけ

ですけれども、この部分についてどう手当てするかということについては、まだ具体的な指示などは到達していません。

以上です。

○議長（植木弘行君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） ということは、今現在の状況というのは、地方道路譲与税のところの3,700万円の影響額を1年間予想していたものが、1カ月のところだけがどうなるかがまだ確定していないだけで、あとは当初予算の執行のところでは何ら影響はないというふうな解釈でよろしいでしょうか。

○議長（植木弘行君） 総務部長。

○総務部長（千本木武則君） そのとおりです。

○議長（植木弘行君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） ないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

承認第2号については、原案のとおり承認することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第50号の上程、説明

○議長（植木弘行君） 次に、日程第19、議案第50号 那須塩原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（君島 寛君） 議案第50号 那須塩原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

議案書は4ページから5ページ、議案資料は6ページから11ページとなります。

本案は、一般廃棄物処理基本計画で定めた、ごみの減量及び資源化の目標を達成し、循環型社会の構築を目指すため、ごみ処理費用の一部を市民に負担していただく家庭ごみ有料化制度並びに市民と行政が協働でごみの減量や資源化に取り組む、ごみ減量推進員制度の導入を図るため、条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

—————◇—————

◎議案第51号の上程、説明

○議長（植木弘行君） 次に、日程第20、議案第48号 平成20年度那須塩原市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 議案第48号 平成20年度那須塩原市一般会計補正予算（第1号）について、提案の説明を申し上げます。

議案書2ページ、議案資料2、3ページでございます。

今回の補正は、国庫補助事業費の内示に伴う予算対応など、早急に補正が必要な経費について行うものであります。

まず、歳入は、14款国庫支出金に、住民基本台帳電算処理システム改修費交付金及び生徒指導総合連携推進事業委託金で250万3,000円を計上し、19款繰越金は歳出との比較で、700万9,000円の財源不足となることから、前年度の繰越金を同額計上することで、歳入補正額を951万2,000円とするものであります。

一方の歳出は、2款総務費で、国庫補助金168万円を受けて、裁判員制度導入に関する住民基本台帳電算処理システムの改修を行うものであります。

また、4款衛生費は、廃棄物の減量や資源化向上等を推進するための経費702万円を追加し、10款教育費では、国庫補助事業の内示を受けまして、中学校活動支援事業費を計上いたします。

これにより、歳出の補正額は歳入補正同額の951万2,000円となります。

このことで、平成20年度那須塩原市一般会計歳入歳出予算総額は、451億5,951万2,000円となります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

◇

◎議案第49号及び議案第51号
の上程、説明

○議長（植木弘行君） 次に、日程第21、議案第49号 平成20年度那須塩原市下水道事業特別会計補

正予算（第1号）及び日程第22、議案第51号 那須塩原市から大田原公共下水道への区域外流入についての2件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第49号及び議案第51号の2件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（君島 寛君） 議案第49号及び議案第51号の2件につきまして、一括して提案のご説明を申し上げます。

議案書は3ページ、7ページ、議案資料は4ページから5ページ並びに12ページとなります。

まず、議案第49号 平成20年度那須塩原市下水道特別会計補正予算（第1号）について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、塩原水処理センターの敷地が一般国道400号バイパス事業の道路計画にかかったため、水処理センターの全体計画の見直しを行い、土地の一部を敷地から除外することにより、国庫補助金で取得した面積分の補助金を返還し、及び道路用地として売却する予算を組むものであります。

歳入については、8款不動産売却収入2,221万3,000円を計上し、歳出については、1款下水道管理費の中で、施設管理費において国庫補助金で取得した面積分の補助金返還費用2,011万6,000円を計上するとともに、歳入歳出を合わせるため209万7,000円を予備費に充当するものであります。

これら補正により、歳入歳出予算総額をそれぞれ55億6,244万8,000円とするものであります。

次に、議案第51号 那須塩原市から大田原公共下水道への区域外流入について、提案のご説明を

申し上げます。

本案は、大田原市と那須塩原市西那須野地区との行政界にある市道緑731号線と国道400号バイパスの交差点部分に大田原市の公共下水道が整備されていることから、大田原市の土地所有者1名より、内科外科医院の建設に当たり、大田原市の公共下水道を利用したい旨の要望が提出されました。

本件については、地方自治法の規定により大田原市との協議が必要であり、議会の議決を求めるものであります。

以上、2件につきまして、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

◇

◎発議第1号の上程、説明、採決

○議長（植木弘行君） 次に、日程第23、発議第1号 定数・報酬特別委員会の設置についてを議題といたします。

本件は、5月14日開催の議員全員協議会で了承をいただいた案件であり、議会活性化検討委員会の調査研究を引き継ぎ、議員定数・議員報酬について調査検討するため、各会派から選出された10名の議員をもって構成する定数・報酬特別委員会を設置するものであります。

お諮りいたします。

定数・報酬特別委員会を原案のとおり設置することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、定数・報酬特別委員会を原案のとおり設置することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時43分

再開 午前11時49分

○議長（植木弘行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎議報第1号の報告

○議長（植木弘行君） 次に、日程第24、議報第1号 定数・報酬特別委員会委員長及び副委員長の報告についてを議題といたします。

定数・報酬特別委員会委員長及び副委員長については、那須塩原市議会委員会条例第8条第2項の規定により、次のとおり互選されましたので報告いたします。

定数・報酬特別委員会委員長に9番、高久武男君、同副委員長に31番、松原勇君。

以上のとおりであります。

◇

◎散会の宣告

○議長（植木弘行君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

散会 午前11時50分